

**手続名**  
第三者の行為による被害届手続

担当課・係（連絡先）

保険年金課 健康保険係（049-251-2711 内線320）

**手続説明**

・ **概要**  
第三者の行為によって生じた自己に対する損害賠償請求権の代位取得及び保険給付の免責に関する手続です。

・ **要件**  
第三者の行為により（交通事故等）保険給付を受けた方

・ **提出期限**  
第三者の行為による負傷が発生後速やかに

**必要書類**

・ **マイナンバー確認書類と本人確認書類**  
⇒以下URLから「マイナンバー確認書類と本人確認書類について」をご覧ください。  
[https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi\\_tetsuzuki/mynumber/mynumber\\_seido/mainanba201410.html](https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/mynumber/mynumber_seido/mainanba201410.html)

・ 国民健康保険被保険者証

・ 第三者の行為による被害届書

・ 事故発生状況報告書

・ 誓約書・個人情報の取り扱いに関する同意書

・ 念書

・ 事故証明

**手続詳細URL**

**出張所での取扱い**  
なし

**木曜延長・休日開庁の取扱い**  
あり